

令和5年度実地指導結果
サービス種別：就労継続支援A型

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
株式会社太陽	高岡郡 佐川町	ほほえみ	R5.11.9	なし		
有限会社西宮物産	高岡郡 四万十町	就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫	R6.1.19	<p>指定就労継続支援A型について、指定就労継続支援B型の事業との区分が不十分であるため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていることが確認できないことが認められた。</p> <p>指定就労継続支援A型の事業の経理及び会計について、その他の事業と区分するとともに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上とすること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援A型について、基準省令第196条の3に定める自己評価を公表していないことが認められた。</p> <p>指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援A型について、基準省令第196条の3に定める自己評価を公表していないことが認められた。</p> <p>自主精査のうえ返還等の措置を講じること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援について、身体拘束等の適正化のために必要な措置である、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底、身体拘束等の適正化のための指針の整備並びに従業者に対する研修の定期的な実施がされていないことが認められた。</p> <p>身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講じること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援について、身体拘束等の適正化のために必要な措置が講じられていないことが認められた。</p> <p>速やかに県知事に改善計画を提出するとともに、過誤請求など必要な措置を講じること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援及び指定就労定着支援に係る虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置である虐待防止委員会が開催されていないことが認められた。</p> <p>虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>	改善中	
				<p>指定就労継続支援に係る食事提供体制加算について、利用者に食事を提供していない日にもかかわらず、当該加算を請求している事例が認められた。</p> <p>自主精査のうえ返還等の措置を講じること。</p>	改善中	